

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A組合（以下「事業場」という。）に臨時職員として採用された。

請求人によると、採用時に「〇年間臨時職員として雇用後、正規職員として登用する」旨の話があったものの、〇年目も臨時職員として継続され、〇年目の平成〇年度は臨時職員として雇用継続されたものの、平成〇年〇月〇日、事業場理事長、常務理事、専務理事から呼び出され、満足できない内容の契約書に直ちにサインするよう迫られ、その後、恐怖から過呼吸になるなど、体調を崩したという。

請求人は、同日、Bクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述、主治医の意見、診療経過等を基に、請求人は、同年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断しており、当審査会としても、請求人の症状経過等からみて、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

ア 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「特別な出

来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は、評価期間における雇用契約の更新をめぐるトラブルとして、要旨、次のとおり述べている。

請求人は、臨時職員としての雇用契約に関して、C理事長から、平成〇年〇月に「〇月で雇用契約終了。」と言われ、平成〇年〇月には同年〇月までで契約終了とされ、「有休もあるし、就職活動をしてもいい。」と言われた。また、同月には、C理事長及びD専務理事から同年〇月から〇年間臨時職員として雇用契約を行うという話があったが、同月〇日に渡された雇用契約書には、仕事内容に「外交、営業」が追加される一方、昇給はないとされたことから、請求人は雇用契約書の提出を保留した。その後、同月〇日にD専務理事から昇給ありの雇用契約書が渡されたことから、翌〇日に同契約書を提出しようとしたところ、D専務理事から「昨日渡した雇用契約書はチャラにしてください。」と言われ、同契約書は破棄された。さらに、同月〇日にC理事長、D専務理事及びE常務理事から新たな雇用契約書と新規業務に関する提示があり、請求人の雇用契約を巡るやり取りが〇時間以上続いた。

(イ) 同出来事について、関係当事者は、以下のように述べている。

- a まず、平成〇年〇月にC理事長から「平成〇年度末で契約更新しない。」と言われたという点について、C理事長は、「請求人を雇用したのは、事業場の右肩下がりの業績と現状の打開策として『経営改革推進会議』から提言を受けた取り組みの一環でした。しかし、周りの職員の方の影響もあったか知れませんが、厳しい経営状況を打開していく事業場の職員としての資質には問題があると思っていました。〇年目の平成〇年度も内勤補助に終始し、外交という業務には従事していないことから、私は、請求人に平成〇年〇月〇日に『平成〇年度末で雇用を終了する。』と話をしました。」と述べており、契約更新をしないと話した事実を否定していない。
- b その後、平成〇年〇月〇日の職員会議の場で、C理事長らから、平成〇年〇月から〇年間、臨時職員として雇用契約を行うとの話があったこ

とについて、C理事長は、要旨、「常任理事会で、『請求人にチャンスを与えて欲しい。』と意見があり、そこでやむを得ずもう一人別の臨時職員と一緒に外交営業をしてもらい業績を加味しながら働きぶりを判断することにしました。平成〇年〇月〇日、請求人に臨時職員で更新する話をする時に正規職員の話はしていませんが、業績を加味して本来の仕事で検討することは話しています。」と述べており、この点についても請求人とC理事長との事実の経緯に係る申述に矛盾はない。

c 請求人が雇用契約書の記載事項に疑義を抱き、その提出を保留したことについて、D専務理事は、要旨、「請求人の雇用契約書については、当初は私の方で作成しましたが、基本賃金が前年度と同額になっており、また、経理を担当する職員がF副理事長に確認したところ〇号俸上げてくださいというようなことを言われたとのことですので、〇号俸上げた金額で作成し直しましたが、それではいけないとC理事長から言われ、常任理事会での決定のもと、最終的に雇用契約書を作成し直しました。」と述べており、請求人の主張のとおり、当初の雇用契約は一方的に破棄され、請求人の期待を裏切るものとなったと考えられる。

d 請求人は、平成〇年〇月〇日に、C理事長、D専務理事、E常務理事が話し合っている場に呼ばれ、雇用契約書の確認・提出を求められた際、E常務理事に威圧的な態度で対応されたと主張するが、この点、C理事長は、「平成〇年〇月〇日に臨時職員の新規採用者と請求人に事業場の会議室で雇用契約書を提示しましたが、請求人から了承を得られなかったです。その時は、雇用契約書の内容を説明し、契約時期が遅れているために契約のお願いはしました。また、疑問があれば尋ねるように言いました。印鑑を押すように強制したり、怒鳴ったりはしていません。」と述べており、E常務理事も、「平成〇年〇月〇日は、請求人に雇用契約書の内容を説明し、契約時期が遅れているために契約のお願いはしました。また、疑問があれば尋ねるように言いましたし、印鑑を押すように強制したり、私も同席したC理事長も怒鳴ったりはしていません。私は、声は大きいかもしれませんが、基本的に『です。ます。』で話をするようにしておりますので、命令口調で話をしたりすることはありませんし、請

求人に激しい言葉や馬鹿にするような言葉を言ったことはありません。」と述べており、威圧的な態度で請求人に対して接したことは否定している。

(ウ) 以上のように、一連の経緯をみると、請求人の雇用契約の更新に際し、C理事長をはじめとする組織経営者等に不手際があったことは否定できず、また、請求人に対して、ある程度威圧的と感じられる態度で接した可能性もあったものと推認しうる。しかしながら、少なくともその言動が、請求人の人格や人間性を否定するようなものであったとは判断し難く、請求人に対するいじめ、嫌がらせとは認められないものであることから、認定基準別表1の「非正規職員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するとみても、「強」と判断する具体例である「仕事上の差別、不利益取扱いの程度が著しく大きく、人格を否定するようなものであって、かつこれが継続した」とまでは認められないものであり、当審査会としても、心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(エ) なお、評価期間において、請求人には恒常的長時間労働は認められない。

ウ また、請求人及び再審請求代理人(両者を併せて以下「請求人ら」という。)は、平成〇年〇月〇日にC理事長が事前連絡なく事業場に来たこと、同年〇月には「業務命令書」により常任理事会及び理事会に出席するよう命令されたことなども心理的な負荷となった旨を主張しているが、いずれの出来事も本件疾病の発病後の出来事であり、本件疾病の発病に係る業務による心理的負荷として評価することはできない。

(3) したがって、評価期間において、業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、「強」には至らず、当審査会は、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(4) なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。